

ゆとりある仕事と暮らし 「本社＆オフィス移転」は福島市

本社機能移転支援

- ▷ オフィス改修費
- ▷ 設備購入費(ICT機器等)

補助対象経費の3/4
上限500万円

サテライトオフィス開設支援

- ▷ オフィス改修費
- ▷ テレワークに要する設備費
- ▷ テレワークに要する事業運営費

補助対象経費の3/4
上限500万円

福島県

福島市

オフィス開設への支援

- ▷ 福島市内空き物件等の事前調査のための交通費
- ▷ 本社やサテライトオフィス移転のための移転費用

補助対象
経費の1/2
上限 10万円
上限100万円

福島市でのワーク＆ライフバランスを充実

福島市

「ゆとり満喫 エールパスポート」

福島市にオフィスを
開設すれば

くだもの王国ふくしまが誇る
「くだもの木のオーナー」
無料提供

働く方が福島市へ
転入しなくても
温泉が十分楽しめる
「入浴料回数券」
贈呈

働く方が福島市へ
転入すれば
収穫の喜びが味わえる
「市民農園の利用無料」
&
年間を通して温泉が楽しめる
「湯めぐりパスポート」
贈呈

さらにサポート
「転入支援助成金」1人あたり20万円
「家族引っ越し支援金」1世帯あたり15万円
(補助対象経費の1/2)



福島市 商工観光部 企業立地課
電話番号:024-525-3723

福島 ゆとり オフィス 検索



【「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金の概要】

1 交付要件

- ・県外に本社を有し、市内に新たに本社等のオフィス(小売店舗及び営業所を除く)を移転・開設する企業であること(県内移転は対象外)。
- ・操業から3年以上の企業であること。
- ・原則3年以上の操業を誓約できること。
- ・オフィスで常用雇用の勤務者となる「転入者」・「二地域居住者」が1人以上(本社機能移転は2人以上)いること。
- ・移転元における地方税の滞納がないこと。
- ・対象外業種:貸金業、商品先物取引業、訪問販売・電話勧誘販売、風俗営業、その他市が不相当と認めるもの。

2 補助金の対象と内容

(1)本社機能全部移転型のオフィス開設(本店登記を本市に移転すること)

『改修費』	・本体工事に要する経費 ・設計に要する経費	補助対象経費の3/4 上限500万円
『設備購入費』	・ICT機器(パソコン、プリンター、周辺機器等) ・テレビ会議システム ・プロジェクター ほか	
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・建物取得等に係る経費(建物取得費、用地費(補償費含む。)、家財処分費) ・施設自体の本体工事ではない経費(土地造成費、外構工事費) ・支払時に要する振込手数料 ・補助対象事業のみに使用したことが明確でない経費(ただし、明確に区分できる場合にはこの限りではない。) ・その他、必要性が説明できない経費 	

(2)オフィス開設支援

『交通費』	市内物件や生活環境の事前調査のために必要な交通費(企業本社の最寄駅からJR福島駅までの公共交通機関の利用に要する運賃)【県外移動限定】	補助対象経費(※)の1/2 (上限10万円)1回限り ※実際の支払った額と基準額のうちいずれか低い方の額
『移転費』	オフィスの引越し費用	補助対象経費の1/2 (上限100万円)

(3)ゆとり満喫エールパスポート (オフィスの開設に伴い異動した「常用雇用者」を対象)

転入支援助成金	転入常用雇用者に対する支援金(企業へ交付)	1人あたり20万円	転入者 (住民票異動者) 対象
家族の引越し支援	転入常用雇用者が他の同一世帯員を伴って移住する場合の支援金(企業へ交付)	補助対象経費の1/2 1世帯あたり上限15万円	
農業満喫支援	わいわい市民農園使用料	1年間無料	
温泉満喫支援	「湯めぐりパスポート」 (鯖湖湯、波来湯、あったか湯、中之湯)	入浴料1年間無料 (同一世帯員を含む/最長3年)	二地域居住者対象
	「入浴回数券」 (飯坂温泉公衆浴場、波来湯、あったか湯、中之湯)	回数券12枚綴り1セット贈呈	
くだもの満喫支援	くだものの木オーナー制度 (飯坂温泉観光協会)	無料提供	企業対象

※補助金の申請については、事前に福島市企業立地課(Tel024-525-3723)へご相談ください。